

令和２年４月２０日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和2年度北塩原村農業委員会総会（令和2年4月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和2年4月20日（月）午後1時30分～2時35分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	遠 藤 俊 一	出
農業委員	1	伊 藤 義 人	出
〃	2	中 川 博 之	出
〃	3	岩 田 多 吉	出
〃	4	二 瓶 睦 夫	出
〃	5	蓮 沼 喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥 川 維 之	欠
〃	—	佐 藤 誠 一	出
〃	—	五十嵐 好 則	出
〃	—	安 部 嘉 久	欠
〃	—	齋 藤 隆 男	出
〃	—	小 椋 功	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中4名出席。

4. 欠席委員

推進委員 奥川 維之委員

推進委員 安部 嘉久委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 協議事項
 - ・令和2年度北塩原村農業委員会活動計画（案）について
- 第5 提出議案
 - 議案第1号
 - 現況確認証明申請について
 - 議案第2号
 - 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
 - ・番号1～2番 賃借権設定
- 第6 その他
 - ・農業委員会活動記録セットの配布について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 相 原 哲 也
事務局 班 長 渡 部 達 也
事務局 主 査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和2年度北塩原村農業委員会定例総会4月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

（挨拶）

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中4名にも出席いただいております。なお、推進委員の奥川維之委員、安部嘉久委員からは欠席する旨の届出がありました。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、5番、蓮沼喜久雄委員、1番、伊藤義人委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会4月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、4月22日、会津若松地方農業委員会連合会第48回通常総会、ルネッサンス中の島で開催され、会長、事務局長が出席いたします。2番、5月20日、北塩原村農業委員会総会5月定例会を集会室1・2で開催いたします。以上で、業務報告及び今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは、協議事項に入ります。令和2年度北塩原村農業委員会活動計画(案)について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。令和2年度北塩原村農業委員会活動計画（案）について説明いたします。こちらにつきましては、今年度の北塩原村農業委員会の活動計画について、協議及び検討を行うものでございます。それでは次の4ページ、A3版の活動計画（案）をご覧ください。向かって左側が活動項目になっておりまして、全部で8項目ございます。4月から3月までの1年間の活動計画となっております。現在の委員さんの任期は7月19日までですので、その辺を中心に説明いたします。それでは、活動項目の1番から簡単に説明いたします。1番、こちらは日常の業務・活動としまして、1年を通して委員の皆さんに行っていただく業務となっております、①から⑤までございます。こちらにつきましては、昨年度から大きな変更点はございません。皆さんご承知のとおり、法律で農業委員会の最も重要な業務として位置付けられております「農地等の利用の最適化の推進」、これらの業務を農地中間管理機構などの関係機関・団体等と連携しながら進めていきます。続きまして、2番、毎月の農業委員会定例総会でございます。日付につきましては、現段階での予定月日となりますので、正確な開催日等は皆さんに送付する総会の開催通知でご確認ください。なお、7月は改選がありますので、現在の委員さんは7月17日に最後の定例会を開催する予定でございます。続いて3番、農地パトロールと産業廃棄物不法投棄防止活動でございますが、活動としましては、耕作地において例年と大きな変化はないか、廃棄物が放置されていないか、不法投棄されていないかなど、確認を行っていただきたいと思います。4番、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査としましては、毎年、8月以降に実施しておりますので、新体制になってからの調査となります。続いて5番、現地調査業務でございますが、こちらは、農地の貸借や転用などの案件が出てきた際に随時、担当地区の農業委員さんに依頼して実施するものでございます。なお、農地転用や現況確認証明に係る現地調査の場合は、複数の委員で確認しなければならないことから、推進委員さんにも調査の協力をお願いしたいと思います。6番、研修会及び各種事業としましては、会長や委員を対象として毎年実施されているものを記載しておりますので、各自、後で確認していただければと思います。現在、新型コロナウイルスの影響で、多くの会議や研修会等が延期又は中止となっております。今後も変更等はあると思いますので、その都度ご連絡させていただきます。なお、今年度も1泊2日の委員視察研修を実施する予定でございます。昨年度は残念ながらコロナの影響で急遽中止となってしまいました。今年度の日程等については、新体制になってからになると思いますが、新型コロナウイルスの状況等を見ながら、委員の皆さんと検討していきたいと考えております。続いて、7番、農業者年金関係としましては、農業者年金加入推進活動として、戸別訪問などにより農業者年金への加入推進を実施していただきたいと思います。8番、その他になりますが、全国農業新聞・図書の普及・推進活動や農業委員会だよりの発行等により、情報事業の推進活動を実施するものでございます。以上で、令和2年度北塩原村農業委員会活動計画（案）について朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。協議事項、令和2年度北塩原村農業委員会活動計画（案）について、これを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。原案の通り承認されましたので、お手元の（案）については、消していただきたいと思います。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の7ページをご覧ください。議案第1号、現況確認証明申請について説明いたします。次の現況確認証明申請について意見を求めるものでございます。番号1番、1、申請人の方は、〇〇〇さん、喜多方市〇〇の方でございます。2、申請する土地の所在地及び面積等につきましては、下吉字〇〇1542番、登記は畑、現況は原野、面積219㎡、外7筆、面積の合計は、3,059㎡でございます。3、証明を求める理由としましては、土地地目変更登記のため。4、非農地化した経過については、昭和45年頃までは耕作していたが、土地の状況等が悪く、昭和46年から農業者に対し米の作付面積を削減する国の減反政策に合わせて耕作をしなくなり現在に至っている。約50年以上耕作をしていないため、原野化してしまったとのことでございました。5、調査内容についてですが、申請位置は農振農用地区域外の農地となり、農地・非農地の判断につきましては、非農地と判断しております。現況判断の理由は、現状は雑草や雑木が生い茂る荒地で、約50年以上耕作されておらず、原野と判断しました。また、土地の状況も悪く、居住地から申請地まで距離があるということから、今後も田として使用するのは困難であると考えられるためでございます。地元農業委員の意見としまして、現況確認者の中川博之委員、星源嗣委員、佐藤誠一委員の3名に確認していただきましたところ、証明の可否につきましては「可」と提出いただいております。なお、6ページに申請地位置図、7ページに申請箇所図、8～9ページに現況写真を載せておりますので、ご確認願います。上記のとおり提出いたします。令和2年4月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号の朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番、中川博之委員より調査結果について、意見をお願いいたします。

○2番、中川博之委員

はい。会長と佐藤委員、事務局と申請人の代理人の〇〇〇さんの4名で現地調査を行いました。今ほど事務局から説明ありましたとおり、50年以上耕作されていらず原野化しておりましたので、許可相当と判断いたしました。よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、佐藤誠一委員より推進委員としての意見があればお願いいたします。

○推進委員、佐藤誠一委員

はい。中川委員の意見と同じです。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、現況確認証明申請について、申請内容の通り証明することといたします。

○議長

続いて、議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は2件ございます。それでは、議案第2号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の10ページをご覧ください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。番号1番、こちらについては、新規設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇45

68番10、地目は田、面積783㎡、同じく〇〇4569番、地目は田、面積278㎡、同じく〇〇4571番1、地目は田、面積583㎡、北山字〇〇4689番1、地目は田、面積794㎡の4筆、面積の合計は2,438㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和2年5月1日から令和5年12月31日までの3年と8ヶ月間。賃借料の額は年額で41,629円。1反当たりになおしますと約18,000円。こちらは水張り面積で算出しているとのことでございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては、11ページから13ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますのでご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和2年4月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号1番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。4月15日に双方に確認しました。申請内容のとおり特に問題もなく、賃借料も妥当だと思いますので、許可相当としました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の14ページをご覧ください。議案第2号、2件目の利用権設定について説明いたします。番号2番、こちらについては再設定となります。1、申請当事者について、利用

権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、同じく北山字〇〇の方でございます。２、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇の土地が９筆と北山字〇〇の土地が３筆の合計１２筆、地目は１２筆とも田で、面積の合計は２０,４２４㎡となります。３、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和２年５月１日から令和１０年１２月３１日までの８年と８ヶ月間。賃借料の額は年額で３６７,６３２円。１反当たりになおしますと１８,０００円でございます。４、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、１５ページから１８ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和２年４月２０日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第２号、番号２番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、５番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○５番、蓮沼喜久雄委員

はい。こちら１５日に確認をしてきました。再設定ということもあり、申請内容にも問題はありませんでしたので、許可相当であると思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号２番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。番号２番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より1点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

(農業委員会活動記録セットの配布について)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 5 番 _____ (印)

議事録署名委員 1 番 _____ (印)